

## 人員配置体制加算に係る添付書類(療養介護事業所)

事業所番号									
事業所の名称									
異動区分	1 新規	2 変更	3 終了						
申請する加算区分	人員配置体制加算( I ・ II )								
利用者数	<table border="1"> <tr> <td>前年度の利用者数の 平均値</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>※添付様式2の利用者数算定表(療養介護)を添付すること。</p>			前年度の利用者数の 平均値	人				
前年度の利用者数の 平均値	人								
人員配置の状況	<table border="1"> <tr> <td>常勤</td> <td>非常勤</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </table>			常勤	非常勤	合計	人	人	人
常勤	非常勤	合計							
人	人	人							
人員体制	常勤換算で( 1.7 : 1 ・ 2.5 : 1 )以上								

## 備考

- 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付けてください。
- 「申請する加算区分」欄には、該当する番号(I～II)に○を付けてください。
- 「人員配置の状況」欄の非常勤には、常勤換算方法による職員数を記載してください。
- 「人員体制」欄には、該当する人員体制に○を付けてください。
- ここでいう常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(3)に定義する「常勤」をいいます。
- 平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合であって、経過的療養介護サービス費(I)又は療養介護サービス費(II)を算定している事業所のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている事業所が人員配置加算を算定することができます。